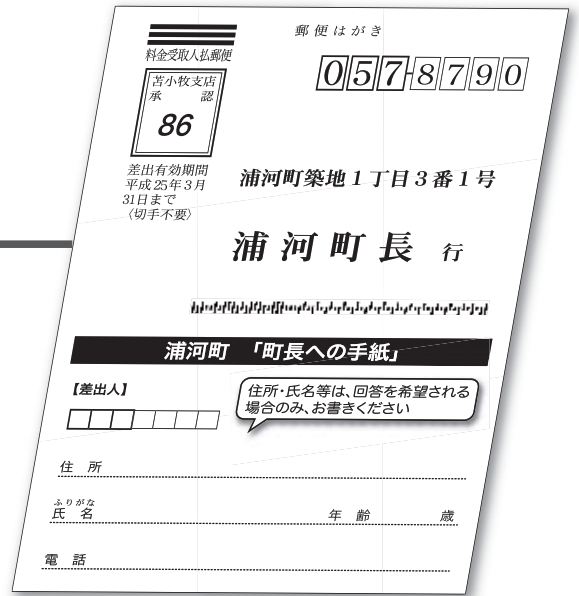


町長への手紙

町政に対するご意見やご提言、その他苦情など、どんなことでも結構です。
あなたの声を「町長への手紙」でお聴かせください。



いただいたハガキの内容(23年度)

内 容	通 数
産 業	18
衛生(ごみ等)	14
道路・河川	12
福祉・医療	11
施 設	12
行政一般	51
教 育	8
観 光	2
合 計	128

今後も、町民皆さんと行政が一体となり、知恵を出し合いながら、より良いまちづくりを進めていきたいと考えています。ご意見やご提言などまちづくりに対するアイデアだけでなく、役場に対する要望、どんなことでも結構です。あなたの声を「町長への手紙」でお聴かせください。

町民皆さんの声を町政に活かすため、平成16年度から実施している「町長への手紙」事業。昨年度いただいた手紙は128通で、意見・提言等が39通、要望が53通、苦情が21通、その他質問等が15通となっております。

皆さんからいただいた手紙は、必ず町長が目を通し、各担当に対応を指示します。内容によっては、すぐに対処できたものもありますが、今後の課題となったものや、関係機関に対応を要望したものなどもあります。

皆さんからの提言・意見等

(昨年度いただいたものから)

■図書館の開館時間について

図書館の開館時間の延長を要望します。現在、午後6時閉館では、多くの町民は利用できません。午後7時まで開館してください。

【回答】

いつもご利用ありがとうございます。町の図書館として、利用しやすく親しみやすい図書館であるよう心がけて、図書館を運営しております。

図書館の開館時間につきましては、休館日であります月曜日を除き、火曜日と木曜日から日曜日までは午後6時の閉館ですが、水曜日のみ午後8時までの夜間開館を実施しています。

平成22年度は、読書週間事業といたしまして、10月と11月の2カ月間、閉館時間を1時間延長し、午後7時まで開館いたしました。試験的な開館時間の延長でございましたが、いつも図書館をご利用いただいている方からは好評でした。

平成23年度においても、試験的に9月から11月の3カ月間、午後7時までの開館時間の延長を予定しております。

ります。

図書館の開館時間の延長につきましては、今後の利用状況などを参考に検討していきますので、ご理解を願います。

■天下りなどについて

役場職員の天下りや、不祥事の処分はどうなっているのか。

【回答】

役場職員が退職後、町内の福祉施設などに再就職をしているのは事実ではありますが、浦河町が斡旋しているものではありません。

専門知識等を要する職員の確保が難しいため、夫々の団体や企業が、直接退職職員に再就職の依頼をしていると思われまます。

町としましては、夫々の団体・企業が職員の育成を図っていくことを期待しており、そうした積み重ねが、こうした問題の解消に繋がると考えておりますことをご理解ください。

次に、職員の処分につきまして、基準に基づき適正に実施いたします。処分の範囲は、厳重注意から免職までの7段階に分かれており、ここ3年間で9名の職員の処分を実施しておりますことをご理解ください。